

論文

江戸後期、村名主の通信環境

—上野国那波郡福島村、渡辺三右衛門を事例に—

巻島 隆

はじめに

本稿では江戸時代後期、上野国^{な 波 郡}福島村（群馬県佐波郡玉村町福島）名主で玉村宿改革組合村大惣代を務めた渡辺三右衛門陳好（1807～92）の通信環境を明らかにする。三右衛門は、天保13（1842）年から明治2（1869）年の28年間にかけ「御用私用年中諸日記」を記録した。これを栗原嘉二氏が解読し、その成果は『玉村町誌別巻Ⅳ～Ⅷ 三右衛門日記（一）～（五）』（1994、97～2000年）に収められる（以下、三右衛門日記と略す）。

三右衛門日記を繰ると、三右衛門が公務や私用の中で、近在の村々とは「使」「飛脚」、江戸の旗本とは「藤岡町嶋屋佐右衛門」「伊勢崎町嶋屋佐右衛門」「京屋」を用いたことがわかる。

そこで本稿では、三右衛門日記の中の「使」「飛脚」の語彙に注目し、渡辺襄家文書（玉村町歴史資料館蔵の複製資料を使用）と併せて検討しながら、実証研究の少ない飛脚利用について実態解明を試みたいと考える。三右衛門が活動した時期の上野国は養蚕・製糸・織物生産業が盛んである



玉村町指定重要文化財「渡辺三右衛門日記」
（玉村町歴史資料館写真提供）

一方、経済繁栄を背景に博徒を多く輩出し、取締を目的に関東取締出役が廻村に訪れた。玉村宿組合村の大惣代として渡辺三右衛門もそうした社会・経済を背景に様々な人々と関わりを持ち、また地域社会の世話役としてトラブル・事件の仲裁・調停に動いた。

そうした三右衛門のネットワークとも言える人間関係は、人間を往来させた通信手段が情報を媒介することで初めて機能したとも言える。そうした意味からも、三右衛門がどのような輸送・通信網を持っていたのか明らかにすることで、近世社会の特質をも捉え返すこともできよう。また三右衛門が金銭を与えて用いた「使」「飛脚」の形態こそ、中世以来続く「飛脚」の原初形態とも重なる部分があるものとも考えられる。

① 三右衛門のネットワーク

三右衛門の人柄については、栗原氏が的を射た指摘をしているが、筆者が得た特色を加味すると、次のようにまとめられる。

①非常に真面目で責任感の旺盛な人柄②剛毅な人物③交際の広い人物④交際上手な人⑤大の



渡辺三右衛門陳好
(玉村町歴史資料館写真提供)

記録好き⑥好男子の故か女性にもてた。厄介妾がおり、国定忠治妾の徳とも交際⑦非常に酒を愛し、相撲見物も好んだ⑧論理的に物事の理否を明確に判断処理する能力をもった⑨健脚の人、毎日のように近に出かけた⑩信心深い人、特に立石村の金毘羅神社には毎年参詣した⑪大変な世話好き⑫親分肌の人、多くの子分を抱えた。

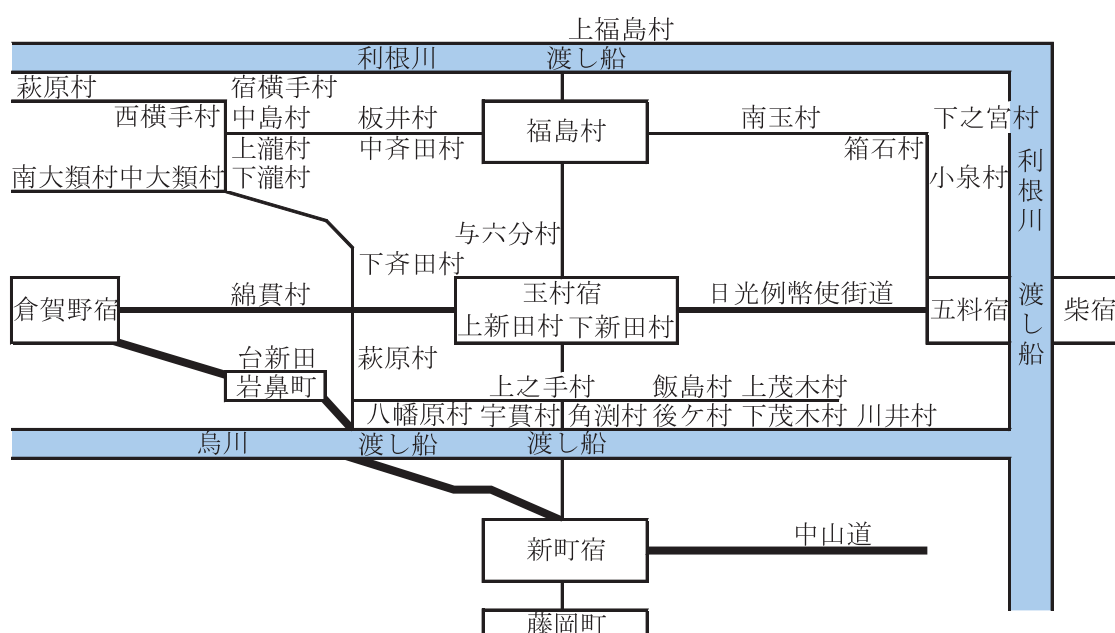
特に③④⑫に指摘される広範な人的関係の特徴についてだが、三右衛門ほど多人数でないものの、那波郡連取村（伊勢崎市）名主の森村新蔵の事例にも見られる。情報収集の多様なチャネルは、江戸期名主の大きな特徴であったとも言えよう⁽¹⁾。

(1) 改革組合村

図1を参照すると、三右衛門はまず公務上のネットワークを持っていた。改革組合村（図2参照）旗本領主を同じくする村同士のつながりである。

まず改革組合村から述べたい。福島村と隣り合う玉村宿は日光例幣使街道の宿場であり、毎年4月になると日光例幣使、佐渡金山奉行が通過する交通の要衝であった。文化2（1805）年、治安維持・捜査取締を目的に関東取締出役が設置された。代官から手代が選抜され、8人ほどで水戸藩領、前橋領（藩主は川越藩主）、日光奉行管轄地などを除く関東地方を対象に道筋の宿場を拠点としながら各村・宿場の協力を得て取締を実施した。文政10（1827）年には改革組合村が設立され、寄場となる町・村に寄場役人を設置し、数カ村を単位に小惣代、その上に大惣代を設置して、まとめ役とした。また各村には十手持ちである道案内（出方、出先）が関東取締出役を補佐し、事件捜査に当たった。

図2 福島村周辺略図



1 落合延孝『幕末民衆の情報世界—風説留が語るもの—』（有志舎、2006年）

玉村宿ほか24カ村組合は、玉村宿を寄場とし、周辺的那波・群馬両郡にまたがる24カ村（図2参照）で構成された。三右衛門は福島村名主を務め、大惣代を弘化3（1846）年11月27日～慶応2（1866）年8月2日の19年9カ月務めた。組合村寄合は定期的に玉村宿の大日堂で行われ、組合経費の高割（石高を基に負担額を定める）などが話し合われた。

注目されるのが火付盗賊改方同心の関わりである。火付盗賊改方同心は、関東取締出役の成立以前から、上野国にはしばしば廻村した。三右衛門は火盗改方同心の要請に応じて接待や情報提供などで協力したのである。

(2) 大久保家知行地

三右衛門にとって、もう1つ公務上で重要だったのが領主を同じくする村同士のネットワークである。旗本は「触」「達」といった形で、武州領と上州領へ廻状を回覧させ、年貢の上納、御用金の要請に応じた。後述するが、臨時に要請される場合もあり、三右衛門は苦慮しながらも応じている。

(3) 子分

栗原氏によると、三右衛門は当人から子分であることを求められると、親元に是非を確認し、仲立人を立てて親子と共に面会し、改めて本人の意思を確認した。三右衛門は子分として守るべき倫理を論じ、翌日に盃を遣わし、順守すべく心得書を与え、子分から請書を受け取った上で正式に子分とした。子分の意義については明らかにされていないが、恐らく改革組合村大惣代の子分という位置づけなのであろう。

三右衛門の子分になりたいという希望者は多かったようであり、子分の居住範囲は上州南部を中心に北部の沼田にまで及んでいる。子分は三右衛門の耳目となって、三右衛門に情報を送り、三右衛門自身は情報を改革組合村の公務に活用したと思われる。

(4) 世話役

三右衛門は福島村にとどまらず、玉村宿ほか近在の村々で世話役として活動した。戦前まで共同体が機能した地域社会では様々なめごとや事件などがあると、仲裁・処理に当たる堅気と侠客の境界にいるような顔役的な存在がいた。三右衛門もそうした1人であり、求めに応じて現場へ出向いて一肌脱いだのであろう。

落合延孝氏が「男女の争いから無宿博徒の悪行までのあらゆる問題の紛争処理を見事にこなしてきた自信、彼のような人間が地域社会をその基礎から支えていたのである。俠気が民衆の忠治像だけの世界ではなく、三右衛門や高瀬仙右衛門（博徒から大惣代となる）のような大惣代にも広く受容され、自らの行動を強く支える価値意識ともなっていたのである」⁽²⁾と指摘しているように、地域社会における案件処理を行った三右衛門は公的立場と裏社会との境界線に生きた近世期におけるマージナルマンであったと言えよう。

② 様々な通信手段

前章で触れた三右衛門の広範なネットワークは、個々を結ぶことによって初めて機能し得た。ネットワークを結んだのが三右衛門日記にしばしば登場する「使」である。「夫」「仕」とも表

2 落合延孝『日本史リブレット49 八州廻りと博徒』（山川出版社、2002年）

記される。また村には常雇の「定夫」(定使)がいた。そして「使」と同様に日記中に散見されるのが「飛脚」である。本章では事例から「使」「定夫」「飛脚」について検討し、改めて定義を試みたいと考える。

(1) 使

「使」「使者」の語彙は「飛脚」よりも歴史が古く、もともと当人とイコールの全権委任代理の意味合いで使われることが多い。ところが、三右衛門日記の「使」とは「仕」とも称され、「お使い」的な、やや軽いニュアンスで用いられる場合もある。日記中では「飛脚」の語彙よりも使用頻度が高く、三右衛門は近在の村々との通信には、基本的に「使」を用いた。私用と公務共に「使」が三右衛門の元から発せられ、通信相手も使や飛脚(嘉永3・8・27、以下の年月日は三右衛門日記のもの)を寄越した。

【史料】天保15(1844)年3月2日

玉村宿木屋方(にて祝品を求め)、川井(村)清次郎(へ)節句ヲ遣ス、其使之者ニ書状相遣ス
上記の事例は三右衛門の私用である。五節句の1つである上巳(3月3日)の祝いの品を「使之者」を遣わして川井村の清次郎に贈るに際し、書状も持たせたことがわかる。「使之者」も祝いの口上を述べたであろうが、書状で念を押したのであろう。

【史料】天保15年7月11日

同日朝、志も拙者ニ来ル様、下女まつヲ使ニ遣ス

こちらの事例は「志も」を自宅に呼ぶ際、下女まつを「使」として派遣した事例である。こちらは書状がなく、「使」のみの口上で済ませたものと思われる。

【史料】弘化3(1846)年6月26日

力丸村彦兵衛殿、久兵衛殿兩人江呼状ヲ下男五左衛門ニ為持遣ス、彦兵衛殿事拙者方へ罷出候込、同人母方挨拶ニ御座候

上記の事例は、三右衛門が力丸村彦兵衛と久兵衛を招く際に「呼状」を送ったが、下男五左衛門に呼状を持たせた。彦兵衛の母から息子がそちらへ赴く旨の返事が五左衛門を通じてなされた。次の史料は下男ではなく、僧侶を「使もの」として手紙を持たせたことを示すものである。

【史料】弘化2(1845)年3月11日

山名村三右衛門殿へ書状遣ス、但し使もの者庵室信静(真常)也、昼四ツ頃ニ遣ス、同日昼八ツ時頃、此使之坊、林蔵殿女房おう多ヲ相頼ミ、右書状ヲ途中ニ而捨候とて、詫ニ遣ス、右之通り相違も無御座候由ニ付、勘弁い多し遣ス

上記の山名村三右衛門へ書状を送るのに僧侶の真常を昼4つ(午前10時頃)に発たせた。ところが、真常が途中で手紙を落としたため、林蔵女房おう多に頼み、三右衛門へ詫びに遣わした。三右衛門は真常から手紙を紛失した旨の一札を取った上で、もう一度、書状を認めて真常を「使者」にして届けさせた。今度は無事に使ものの役目を遂げたようである。

奇しくも真常は急ぎではない「使もの」とわかる。後述するように名主が「飛脚」と記した場合、「使」よりも急いだニュアンスを含んでいたと言えるのではないだろうか。

(2) 定使

定使とは、村専用の御用状・廻状の輸送担当者のことである⁽³⁾。三右衛門日記の中では「定夫」の語で記される。常雇であり、村から定使給が支給された。嘉永3(1850)年と同6年の

3 拙稿「桐生新町の通信環境—幕末維新期の御用状村継と定使—」(『桐生史苑』54、2015年)

村入用帳に当たる「御役調書出し調」（渡辺襄家文書33、34）によると、「定夫給」として年12貫文、「増給」800文の計12貫800文（金換算で約2両）が支払われた。それ以前の「御役調書出し調」には「定夫給」の項目が見当たらず、例えば嘉永2年だと「拾六文 中斎田村廻状」「三拾貳文 同村廻文 夜中故式人増」「三拾貳文 板井村廻文持」とあり、弘化3年だと「状持」に2848文が支払われた。これらは必要時のみ「使」を立てて、廻状を運ばせたことを窺わせる。以下の弘化3年の日記の記述3点は公用の「使」である。

【史料】弘化3（1846）年5月5日

池端村名主與四郎殿江五兵衛夫（使）ニ書状并地頭所・廻文ヲ遣ス

「地頭所」は池端村（前橋市池端町）と福島村の領主である旗本大久保家のことを指す。大名・旗本は「触」「達」を領民に周知させるために、大久保家の武州方上州領に廻状を回覧させ、その廻状を運ぶ役割に「使」を使用した。使は各村の名主がそれぞれ雇い、村と村の間を往来させた。いわゆる村継の飛脚とも言うべき存在である。上記の「仕」は五兵衛である。次の史料は旗本の廻状を運んだ事例である。

【史料】弘化3（1846）年8月24日

武州新戒村御地頭所方廻文到来、殿様御出セ御役替（地頭大久保兵九郎役付）、其外御廻状

上記の「廻文」（廻状）は大久保兵九郎が役付となり、物入りとなるため、知行地に経費を負担させようと廻状を回覧させたのであろう。三右衛門日記によると、翌25日に「秋成年貢・御役替ニ付、百石三両割致ス、同日、池端村へ五兵衛倅藤五郎、廻状持たせ遣ス」とあることから、上記の廻状内容は100石に3両の高割を周知させたものだとわかる。「五兵衛倅藤五郎」とあるが、五兵衛は史料4の五兵衛と同一人物である。

【史料】弘化3（1846）年6月12日

駒形村向田小市殿へ書状ヲ遣ス、但し仕（使）ハ藤五郎也

上記は三右衛門が駒形村（前橋市駒形町）の向田小市へ書状を送ったが、「仕」に「藤五郎」を使った。次の史料は五兵衛に「飛脚使」の言葉が冠せられ、続いて「定夫」の語が初見される。

【史料】嘉永2（1849）年2月4日

昨日、御屋敷方之御用状、添書ヲいたし池端村名主与四郎殿江差向継送り、飛脚使五兵衛倅藤五郎ニ為持遣し候

同日、定夫ニ金兵衛ヲ定、但し朝飯ニ呼、供ニ付ス

上記からは五兵衛と藤五郎が親子2代で「使」を務めたことがわかる。三右衛門が記す「飛脚使」とは「使」を「飛脚」のように急がせて届けたという意味で使ったのであろう。注目されるのは「定夫ニ金兵衛ヲ定」という箇所である。この年に初めて定夫が常置されたことを意味する。と同時に五兵衛や藤五郎のような存在は臨時雇いだったことがわかる。定夫の設置の理由は公務の増加によるものであろう。「定夫給」は慶応2（1866）年が12貫800文（名主給11貫）、慶応3（1867）年が17貫600文（内8800文は利右衛門へ渡すとある）であった。しかし同年12月に「定法」が改定され、さらに26貫400文と上がった⁽⁴⁾。

公務の使は口頭で情報を述べる場面もあった。

【史料】嘉永2（1849）年12月10日

御改革割合其外相談有之ニ付、八幡村紋兵衛殿へ書状差遣し候処、病氣ニ付向兼萬端宜敷取計呉候様ニ、返書到来、使者ニ様子承候処、全ク之病氣斗与申義ニ御座候

改革組合村の寄合が開かれたが、八幡村の紋兵衛から病欠の旨を知らせる返書が届いた。返

4 渡辺襄家文書44、45

書を持参した使者に紋兵衛の様子を尋ねたところ、本当に病気以外の何物でもないと回答したことが記される。

気のきいた使者であれば、手紙の情報不足を補うため、病状や容体を尋ねて、使者が回答する場面があり得たことを示唆する。戦国時代における大名家の使者は、手紙を持たせ、委細は使者に聞いてほしいとする口頭伝達で意思疎通を図ることがあったが、この場合の手紙は使者の身分証明書であり、敵側への情報漏洩防止のために、使者に情報を記憶させた。乱世の戦国期と平和の江戸期は文脈が異なるが、手紙と口頭で情報を相互に補完した点では興味深い。

(3) 臨時雇の飛脚

三右衛門日記に登場する飛脚は「使」と異なり、きちんと使い分けていることが文面から察せられる。「使」でありながらも、急いで書状を届けたい場合は「飛脚」と表記されている。例えば、「飛脚仏師屋ヲ差遣ス…(上茂木村平右衛門に) 飛脚賃ヲ相払」(嘉永2・2・10)とある。また「六丁目いかけ(鑄掛屋)ヲ飛脚ニ遣ス、賃錢六十四文渡ス」(嘉永5・7・25)ともあり、他に商売を持つ者にわざわざ賃金を支払い、飛脚として差し立てた。これはどういう意味があるのであろうか。次の史料が回答を示している。

【史料】文久2(1862)年5月12日

右之もの(金蔵)者平日餅屋渡世其間ニ者飛脚等致し、其節同宿永楽屋方方飛脚ニ被雇、丑之助方江金壹両受取ニ罷越候由ニ御座候

上記は餅屋渡世の金蔵という者が渡世の合間に飛脚をしていたことを示している。飛脚になる場合は玉村宿の永楽屋に雇われた上で、丑之助(菊次郎の不始末金を舅として肩代わりした)へ金1両を受け取りに出向いたことになる。こうした「アルバイト飛脚」、とも言える存在を三右衛門も用いた。上記の「永楽屋」とは「永楽屋鷺五郎殿江頼ミ、高崎田町山口屋藤兵衛殿江洗粉不足之書状ヲ差出候」(嘉永2・6・7)とある永楽屋と同一であろう。餅屋渡世の金蔵が飛脚をする際に雇われた永楽屋と同一であるならば、永楽屋鷺五郎とは玉村宿で本業の旅籠屋を営業しながら飛脚屋を兼業したということになる。三右衛門は玉村宿へ赴き、永楽屋鷺五郎に依頼し、高崎田町の山口屋藤兵衛に書状で「洗粉」(頭髮・皮膚を洗うのに用いる粉)が不足しているとの旨を伝えたと解釈すれば、筋が通るものと考えられる。

「玉村宿四丁目林兵衛飛脚ニ而」(弘化3・9・17)とあるのは臨時雇いの飛脚に該当しよう。「上州萱野村喜太郎江繁次郎ヲ飛脚ニ遣ス」(嘉永3・3・9)と「萱野村松澤喜太郎江之使、繁次郎相帰ル、則返書持参」(嘉永3・3・10)に見える繁次郎もそうした飛脚であろう。但し、「繁次郎」という同一人物に対し、「使」と「飛脚」の両方が表記される。これは使と飛脚を使う側には行きと戻りで急ぎと普通の区別が意識としてあったからと思われる。

五目牛村(伊勢崎市)に送った飛脚も臨時雇である。「五目牛村飛脚ニ八百蔵殿ヲ遣ス、賃錢三百文遣ス」(嘉永5・閏2・1)、「五目牛村江飛脚差遣ス、使浅吉」(嘉永5・6・11)とある。八百蔵に関しては「殿」と敬称が付き、浅吉には付かない。八百蔵は臨時雇であり、賃錢記載のない浅吉は下男を飛脚としたのであろう。

どのような種類の飛脚かは不明であるが、遠隔地からの場合は飛脚自身が口頭情報の伝達者でもあったことは次の事例からわかる。

【史料】慶応4(1868)年8月10日

横浜方之飛脚玉村宿四丁目奈良屋江来り、此飛脚者奈良屋方横浜江之親類有之处、玉村江引越度候間何卒差支ニ不相成様與之、横浜町も町人共者引払を被仰付候由ニ付、右之飛脚もの高崎町方前橋町江も此飛脚申ニも右風聞之通りニ御座候、以上

月	月 並	奥入用	その他	差引分	合 計
4月	金25両2朱684文	金5両435文	女中給金金13両3分2朱		金44両1貫123文
5月	金15両576文	金5両435文	御年貢195文、柏餅2朱400文		金20両2朱1貫415文
閏5月	金15両576文	金5両435文			金20両1貫15文
6月	金12両576文	金5両435文			金17両1貫5文
7月	金40両1分576文	金5両435文	盆入用金2分	御蔵元入用金30両	金15両3分1貫15文
8月	内訳記載されず				金17両1貫15文
9月	内訳記載されず				金41両1貫17文
10月	内訳記載されず				金16両2分1貫15文
11月	内訳記載されず				金38両3分2貫240文
12月	金75両2分2朱818文	金5両415文	女中給金金13両3分2朱、沢庵漬金2両2分、郡代・駿河金、其外諸上納金18両3分	御蔵敷金100両	金85両3分1貫553文
計			その他に御手元上納分金40両、若殿様御手元上納分25両		総計金295両3分2朱12貫113文

*渡辺襄家文書複製資料「弘化三年四月 御地頭所月並上納割元帳」（玉村町歴史資料館蔵）から筆者作成

表1 弘化3（1846）年、御地頭所月並上納金一覧

戊辰戦争が東北へと戦火が拡大する中、横浜からの飛脚が玉村宿四丁目の奈良屋に滞在し、奈良屋の親戚が横浜から引っ越したいので差し支えないようにしてほしいとの旨を恐らく書状で伝えた。飛脚が言うには横浜から町人共に立ち退き命令があった模様であるが、高崎、前橋にも飛脚が伝えた通りの風聞があると記される。

(4) 旗本の飛脚

旗本の飛脚は専属の飛脚と、町飛脚を使ったようである。まず旗本専用の飛脚から述べる。手元不如意の大久保家は飛脚を使って知行地へ金の無心を度々した。

【史料】弘化2（1845）年10月13日

江戸方之飛脚人者荒川定吉殿也

御廻文左之通り、少々用向之处手扣

一 村々江当暮御助成其外上納金之儀、十一月十五日限り之处、当月廿日まで二と飛脚方申候、大久保兵九郎様（地頭若殿役に就く）御乗出者、九月廿三日目出度相済候旨被仰越候
上記は飛脚の名前が記録されている。荒川定吉という飛脚が本来は11月15日まででよかった上納金を前倒して10月20日までに納めるようにと領主の意向を受けて村役人に伝えている。大久保家の跡取りが役に就いて出仕した近況も添えられる。

【史料】弘化2（1845）年11月27日

御屋敷様方飛脚、忠蔵殿（方）へ泊マル

上記の飛脚は名前がないが、翌28日付に「江戸表へ書状、定吉殿へ渡ス、但し市郎左衛門殿書状出ス」とあることから、荒川定吉と判明した。この荒川定吉は「定吉殿」と敬称が付されていることから、恐らくは旗本専属の飛脚であろうか。恐らく普段は中間・小者の1人として、荷物人足として大久保家当主の供をし、用人から命令が下ると、旅仕度をして飛脚として武州領・上州領へ下ったものと推察される。

この時に支払われなかった分は、翌年3月に「御屋敷様御勝手向御差支候」ために月並上納金を定めた際、閏5月に充当するものとした。月並上納金は総額295両3分2朱12貫113文が月

に分けて支払われた。月並上納金の内訳は表1を参照されたい。次章で述べるが、送金手段には定飛脚問屋の嶋屋佐右衛門が使われたようである。

次の事例は江戸府内及び近国を輸送エリアとした町飛脚を使った可能性がある。

【史料】嘉永2（1849）年12月13日

江戸御屋敷方飛脚、但し神田仲町坂のや平五郎飛脚金五両貳分貳朱ト三百六十三文ハ、当酉年御年貢諸事御国跡金、夫金迄不残皆済、金五両者小安伴右衛門様御廻村ニ而被仰付候金拾五両先納金之内、拾五両被仰付候共連も拾五両出来兼候ニ付、拾両与定、此節金五両跡大晦日限りニ着、金五両差送り可申旨書状ニ認メ、都合両度ニ而金拾両之先納ニ相成候様、書送り申候、則飛脚方受取書取置候

覚

一 書状 壱通

一 金五両貳分貳朱ト

三百六十三文 壱包

一 同五両也

外ニ金壱分貳朱ト

三百文

メ金拾壱両ト六百六十三文

内壱分貳朱ト三百文 飛脚賃代

右之通り相渡し則受取ヲ取ル

知行地の村方が苦慮して金を工面して送金する様子が伝わる史料であるが、文中の神田仲町の坂野屋平五郎については、町名・屋号が記されていることから、町飛脚の可能性が考えられる。隣国の上野国は輸送圏内であったのであろう。

他に町飛脚の利用例として、三右衛門は出府（江戸へ出ること）した折に「夫方早飛脚ヲ津金様迄為飛候、飛脚賃百廿四文」（嘉永2・7・7）と記す。賃銭124文で町飛脚を利用したのであろう。「清蔵殿旅宿小柳町伊勢屋鉄之丞殿ニ付、飛脚ニ而書状差遣ス、此賃四拾八文」（嘉永7・7・22）とあるのも同様であり、飛脚賃48文で清蔵の宿泊先へ書状を送った。

旗本からの飛脚到来は頻繁であり、「江戸御屋敷方御飛脚到来」（嘉永元・6・18、19）とある。その目的は「御屋敷方飛脚、但し金子飛脚へ可相渡旨御廻状也、飛脚妻沼村迄式人分代、両村割合ニ而六百八拾八文、飛脚へ相渡し候、御廻状左ニ…中略…出来兼候ハバ、飛脚差留置」（嘉永3・8・25）とあるように上納金の催促である。金子を飛脚へ渡すように指示し、妻沼村までの村継の飛脚賃688文も村側に負担させた。

(5) 幸便

幸便は、書状の宛て地と旅人の目的地が合致した場合に、書状を旅人に託して宛て地へ届ける方法である。飛脚便と並んで江戸期にはよく利用された通信方法である。三右衛門日記にも例えば、次のような該当箇所を確認できる。

【史料】天保14（1843）年12月9日

南玉村親四郎右衛門殿方、ゑきも尋も無用之書状到来、右ニ付、同村勘左衛門殿へ喜蔵山伏を頼、書状遣ス

南玉村の勘左衛門に書状を送るに際し、喜蔵という山伏を頼んだという。山伏がたまたま南玉村へ出向いたか、通過したから託せたのである。

送金月日	送金額	金 利	送金手段	史料原文
1月14日	金2両2分	永343文2分5厘	嶋屋	「當亥正月十四日、嶋屋飛脚頼りにて御上納仕候」
2月23日	金2両2分	永312文5分	名主紋造出府	「同二月廿三日、休番名主紋造出府之砌同人より上納仕候」
3月8日	金2両2分	永281文2分5厘	嶋屋	「同三月八日、嶋屋飛脚便りニ而御上納つ」
4月14日	金2両2分	永250文	百姓蔵之助勤番	「同四月十四日百姓蔵之助御屋敷江勤番へ差出候節御上納仕」
5月25日	金2両2分	永218文7分5厘	地頭忠蔵	「當五月廿五日組頭忠蔵出府之節、御上納仕候」
6月8日	金2両2分	永187文5分	名主半兵衛出府	「同六月八日、名主半兵衛出府之節御上納仕候」
7月3日	金2両2分	永156文2分5厘	領主出役に渡す	「同七月三日、右紋造より妻沼村御出役先御上納仕候」
8月24日	金2両2分	永125文	嶋屋	「同八月廿四日、嶋屋飛脚便りニ而御上納仕候」
10月9日	金2両2分	永125文	嶋屋	「同九月十日、両月分十月九日嶋屋便りニ而御上納仕候」

*渡辺家文書655「當亥御年貢郷払納目録」から筆者作成

表2 月並上納金の送金手段

③ 三右衛門の定飛脚利用

(1) 嶋屋藤岡店の利用

本章では江戸定飛脚仲間の嶋屋佐右衛門と京屋弥兵衛の上州出店の利用例について取り上げる。三右衛門は江戸との地頭所（旗本大久保家）との書状・金荷物の送付に定飛脚問屋を用いた。年不明であるが、「上州那波郡福嶋村當亥御年貢郷払納目録」には、領主へ上納する「月並」を送金する際に嶋屋佐右衛門が使われていることが明記されている（表2参照）。表1より後の亥年に当たる嘉永4（1851）年か文久3（1863）年のものかと推察されるが、9回の月並上納の内、嶋屋が4回、そのほか村役人の出府の節が3回であり、出府のついでに「幸便、という形で渡したニュアンスが感じられる。百姓蔵之助勤番の折や、旗本御用人の出役（知行所廻村）の折に妻沼村で渡すなど、なるべく飛脚賃を浮かそうという意向が働いている。

使われた嶋屋はどこの出店であったのであろうか。次の日記の1文が示している。

【史料】弘化元（1844）年12月23日

倅多七ニ書状相添、藤岡町飛脚嶋屋（江）為持遣し、但し小安様之御新造江戌亥年其後迄首尾（注、年貢皆済）之御礼なり

三右衛門は、息子の多七を藤岡町の飛脚問屋嶋屋佐右衛門へ行かせ、「小安様御新造」、すなわち大久保家用人の小安伴右衛門の御新造（妻）に宛てて、年貢皆済の礼状を送らせた。三右衛門日記には藤岡町の嶋屋の記述が散見されており、江戸へ書状を送るのに最も多く用いたことがわかる。嶋屋藤岡店は嶋屋佐右衛門江戸店の出店であるが、嶋屋の詳細については拙著『江戸の飛脚』⁵⁾で述べたので、本稿では割愛する。

三右衛門が嶋屋藤岡店を利用する目的は大久保家への送金であることがほとんどである。次の史料もそのことを示す。

【史料】弘化2（1845）年5月18日

角湊村小三郎殿より、伯父ヲ頼ミ金五両借受、藤岡町へ行、嶋屋江江戸御地頭所江小安伴右衛門殿江、金子之書状式通送り、但し昼後ニ宿所出候故、角湊村（ニ而）暮（方トなり）相帰ル

上記は角湊村小三郎から伯父を介して金5両を借り、嶋屋藤岡店へ行き、小安伴右衛門宛て

5 拙著『江戸の飛脚一人と馬による情報通信一』（教育評論社、2015年）

依頼日	金荷	飛脚賃	宛先
正月8日	南10両2分	275文 相済	大久保筑前守様内、荒井作右衛門、小安伴右衛門
同	金3両2分 書状1通	150文 相済	江戸、嶋田保太郎様御内森田左膳様
2月13日	南8両入 御状1通	275文 相済	江戸小川町、大久保筑前守御内 新井源右衛門様
同	金1両1分 御状1通	150文 相済	江戸駒込嶋田保太郎様御内御名主長左衛門様
7月8日	南8両 御状1通	272文 相済	江戸小川町、大久保筑前守御内 荒井治郎右衛門様、小安保右衛門様、田中郁右衛門様

＊渡辺襄家文書1110「御用飛脚通」から筆者作成

表3 天保2年、福島村名主の嶋屋伊勢崎店利用

に金子入りの書状2通を送ったとある。嶋屋は「金飛脚」を看板に掲げる金子輸送専門の飛脚問屋であるから、三右衛門も当然のように送金を依頼した。次の史料は旗本からの御融通金上納の催促に嶋屋が使われたことを示している。

【史料】弘化3（1846）年2月9日

同日、御地頭所様仕立飛脚到来、文談左之通り、

廻状ヲ以申達候、然者去月廿一日嶋屋飛脚を以申遣し候御融通金上納之義、其節も申遣し候通、御役替後種々御物入多ニ付、甚々以御差支ニ付、早々上納有之候様可被取計、尤廿一日出廻状ニ委細承知与者存候得共、今以一向沙汰無之候ニ付、仕立飛脚ヲ以申遣候、早々差立之上此者義者妻沼村御百姓夫人ニ付、上納金無懸意相渡可被申候、此段可申達早々如此御座候、以上

午二月五日

荒井治右衛門 印

小安伴右衛門 印

名主太七殿

上郷三ヶ村

猶以本文之趣厚相含、早々此もの江相渡し可申候、以上

上記は1月21日に領主役替えによる出費のため、知行地に対して嶋屋を使って御融通金上納を申しつける廻状を送ったが、その後は一向に沙汰がないとし、仕立飛脚をわざわざ送って督促した。催促役の仕立飛脚は「妻沼村御百姓夫人（使の者）」であるから、心配なく御融通金を飛脚に渡すようにとも述べている。もう一例挙げる。

【史料】嘉永3（1850）年4月15日

（前略）…此上何方へ質地ニも差入金子借受ニ不相成、右ニ候へ者金子出来ニ手段一切無之、殊ニ此節道筋并ニ御府内込も止宿代高直之由ニ候へ者、容易ニ出府も相成兼、無抛百姓一同相談之上、飛脚同様之もの差遣し候間、幾重ニも御勘弁被成下置、尤夫喰飯米等迄夫是工風ヲ付、金五両也唯今為持参、跡金之五両ハ当月十八日出し、嶋屋ニ而差送り候間、送り金之外ハ、御屋敷様ニ而御上納并ニ二人之儀も御間ニ合セ被成下候様、一同奉願上候、此金も当年御物成ニ而御下ケ奉願上候…（後略）

上記も上納金に関係するが、知行地では金の工面に苦勞し、「飛脚同様之もの」を出府させて勘弁を願い、金5両は都合を付けて、残り5両は4月18日に嶋屋で送金すると約束した。

以上の事例は三右衛門が嶋屋藤岡店を多く利用したことを示しているが、実は嶋屋伊勢崎店も若干利用した。渡辺襄家文書の中に天保2（1831）年の「御用飛脚通」⁽⁶⁾が収められるが、裏表紙に嶋屋伊勢崎店の印影を確認できる。表3を参照されたい。領主2人の知行地（2給）

の福島村名主の三右衛門と長左衛門の両人が嶋屋伊勢崎店に依頼し、江戸小川町の大久保家の用人宛てに送金したものである。

【史料】弘化2（1845）年10月22日

同人（注、沼上村平右衛門）方々伊勢崎町嶋屋佐右衛門（方）へ行、地頭所江田方引方願書状認メ遣ス、亦夫々五料宿へ立帰り、沼上村平右衛門殿ニ泊り、尤同日朝、山子屋安五郎殿（方）へ一寸立寄、朝飯之馳走ニ相成候

三右衛門は、嶋屋伊勢崎店から「田方引方」（年貢減免）の願い書きを大久保家へ送ったようである。このほか三右衛門は嶋屋高崎店（嘉永7年5月8日、金23両3分を領主へ送金）も利用したが、伊勢崎店・高崎店の利用は藤岡店と比べると少なく、藤岡店をほぼ利用した。幕末期には他の出店は補助的に利用している印象を受ける。これは現在の宅配便利用と同じで、要は得意客だったのであろう。

(2) 輸送形態

三右衛門日記から読み取れる定飛脚問屋の輸送について触れておきたい。三右衛門日記にはメモ書き風に京屋と嶋屋の集荷日と発送日が記されている。

【史料】嘉永5（1852）年2月25日

京屋与り着類ヲ送る、江戸立五十（日）集メ、壱六之（日）立、嶋屋壱六之（日）集メ、二七（日）ヲ立

京屋と嶋屋の両江戸店からの集荷日と差立日が併記される。差立日が重複しないため、利用客は日数を置かずに発送することができる。次に三右衛門が利用した嶋屋藤岡店から江戸までの飛脚賃はいくらだったのであろうか。

【史料】弘化2（1845）年12月23日

角刈村武左衛門殿へ行、此時同村小四郎殿ヲ相頼ミ、江戸江金拾両外ニ書状壱通、但し藤岡町嶋屋佐右衛門（方）出ス、同人方迄賃銭貳百文ヲ出ス、金子送り賃貳百五十文、夫々沼上村平右衛門殿（江）行、泊ル、五料宿亀之助殿（方）へ罷出候様沙汰ヲ致ス

三右衛門が角刈村小四郎に依頼し、江戸へ金10両と書状1通を送るため嶋屋藤岡店へ赴かせた。小四郎には嶋屋までの賃銭200文、嶋屋には江戸までの飛脚賃銭250文を出費したことがわかる。角刈村ー藤岡町が200文、藤岡町ー江戸が250文とは、距離を比較すると、後者の方が遠距離であるが、賃銭自体が50文程度の差である。身近な個人を対象とした臨時雇の「飛脚」と、確立した輸送網を持った「飛脚問屋」とのコスト的な差異が表れていると言えよう。飛脚賃の支払いに関しては次の記述が参考となる。

【史料】嘉永6（1853）年8月25日

御屋敷方御用状、伊セ崎嶋屋方届キ、賃銭ヲ相払ひ候、上野田村森田文字之助殿方も帰村之節立寄候文面書状来ル

御郡代御貸附御役所御差紙ニ候処、諸事ヲ十九日着之積り、藤岡・伊セ崎方差遣し候へ共、相届キ不申趣ニ、文字之助殿方之追而書ニ有之候、不思議之事ニ候

江戸の大久保家から嶋屋伊勢崎店に御用状が届いたので、三右衛門が飛脚賃を支払ったとある。同時に上野田村の森田文字之助からも恐らく江戸からの帰路に三右衛門宅に立ち寄る旨を記した書状を受け取った。この事例から旗本が嶋屋で書状を送った場合、知行地側の着払いで

6 渡辺襄家文書複製資料1110。表紙に「辛卯文政十四年正月吉日」とあるが、すでに天保と改元されている。

依頼日	荷物	飛脚賃	受注	荷主	宛先
午9月28日	金14両 書状1通	200文 相済	嶋屋 藤岡店	福島村名主三右衛門	江戸小川町大久保筑前守様小安伴左衛門
戌12月4日	銀10両入1包 御状1通	215文 相済	嶋屋 藤岡店	名主三右衛門	江戸小川町大久保筑前守様小安伴左衛門
亥3月11日	金2両2分	180文	嶋屋 代与兵衛	名主□□（文字欠）	江戸小川町大久保筑前守様小安伴左衛門
亥7月27日	銀27両	364文 相済	京屋 藤岡店	渡辺常三郎	神田山本町甲州屋忠次郎殿宅名主三右衛
亥11月18日	銀31両2包 御状1通	516文 相済	嶋屋 藤岡店	渡辺三右衛門	江戸小川町大久保筑前守様福島市郎左衛
戌7月4日	銀11両	312文	嶋屋安 □□（兵衛	御名主半□□（兵衛	水道大久保内小安伴左衛門様
亥12月8日	銀20両	616文 相済	嶋屋 代与兵衛	名主□（半力）兵	大久保筑前守様小安伴左衛門様行
8月24日	金3両	180文 相済	嶋屋 代与兵衛	名主半兵衛	江戸小川町大久保淡路守様小安伴左衛門

＊渡辺襄家文書711「請取覧」8点から筆者作成

表4 飛脚問屋請取覧一覧

あったことがわかる。次段落は不着を示す件である。関東郡代の公金貸付元の御貸付役所から差紙が来たので、19日着の予定で嶋屋藤岡店と伊勢崎店から返書を送ったが、不着のため「不思議之事」と述べている。

次は輸送形態を示す記述である。太田宿の荷主が嶋屋桐生店から発送し、太田村一高崎町の馬荷の付け通しに配慮してもらえるように願ったものである。

【史料】弘化3（1846）年2月4日

太田村八右衛門殿方玉村・倉賀野宿両宿へ嶋屋荷物之義、桐生町方荷物出候ハバ、其日ニ高崎町へ着任致候様ニ仕度、右ニ付、表道私共村方高崎町迄附通し致度、尤右両宿へ者荷数出方改、問屋料・口前（口銭カ）共差出し可申与之事ニ而、拙者ヲ相頼ミ之状也、何連その内、八右衛門殿（へ）可罷出候様、書状ニも認メ有之也

上州は脇往還が発達したが、場合によって臨機に輸送上の融通もなされたのであろう。太田村の荷主の八右衛門は、嶋屋桐生店から荷物を発送し、太田村経由で玉村・倉賀野の両宿場を通過して高崎町に1日で到着させたいため、太田村から高崎までの荷物の「附通し」を願い出た。つまり宰領飛脚が馬荷物を輸送するに当たり、玉村と倉賀野で人馬継立をせず、高崎まで通り越すことを意味している。

荷主の八右衛門は、附け通しの代わりに問屋料と口前の支払いは両宿に対して済ませるとの条件を出した。興味深いことは「拙者ヲ相頼ミ之状也」と三右衛門宛てに願い出ているという点である。三右衛門は表向きには問屋場に対して何の権限も持たないはずだが、実際には影響力を有したことを裏付けている。また馬荷の附け通しが荷主の意向と手配によってなされたこと、また飛脚問屋から荷物輸送を委託される宰領飛脚も荷主の意向にそのまま従った事実がわかり、輸送現場のあり方の一端を知ることができる。

さて次の史料は上州と江戸のルートの間でも抜状が使われたことを示している。

【史料】嘉永6（1853）年4月3日

右書、板橋宿抜状与認メ、嶋屋飛脚ニ而差出し候、此御届書付差出候付、両三人武州兩人上州兩人、其内江我等壱人出府ヲ被相頼候、先當出府入用割…（後略）

上記は「上武一統」（上野・武蔵国）の知行所の村々が廻村猶予を願い出た書状を領主用人

3人へ送るに際し、板橋宿から抜状（擢状）の形態が利用されたことを示している。抜状とは、江戸―上方の東海道ルートで頻用され、具体的には宰領飛脚が道中で「走り飛脚」に日限のある書状を託して先行させる（道中抜き）輸送方法である。奥州街道でも抜状があったようであるが、上州―江戸の24里程度の距離でも使われたことが判明した。嶋屋江戸店のある瀬戸物町まで輸送して大久保家へ配送するよりも、板橋宿から書状を抜いて、人足を「走り飛脚」に雇い、大久保家へ直輸送した方が便がよかったものと思われる。

(3) 飛脚賃

前に表2の飛脚使用の傾向から飛脚賃を浮かそうとする意識が村役人にあったことについて触れたが、飛脚賃はいくらであったのだろうか。飛脚賃は表3に示した通りである。金荷の「南」は南鐐1分銀、金は小判のことである。先述の請取書の飛脚賃は表4の通りである。南鐐1分銀だと1両4枚と重量が増えるため、それに伴って飛脚賃も高くなる。

4 村継・宿継による情報

(1) 飛脚を標的とした事件

三右衛門日記には定飛脚問屋から荷物輸送を委託された宰領飛脚を標的とした（ほかに質屋・呉服屋）にした窃盗・強盗事件が記録されている。これは宰領飛脚が金荷物・特産物輸送に従事したために凶らずも事件を誘引した結果である。

【史料】安政3（1856）年6月22日

（関東取締出役、関口園十郎、吉田僖平次）御兩人様（方悪党之）人相書到来、問屋（二）被求拝見いたし、鹿沼ニ而京屋之金子九百両（ヲ盗取シ）悪党也三人、内式人（者）無宿人、壹人（者）脇差（ヲ帶する）なり

上記の事件は下野国の鹿沼で京屋が金900両を奪われた事件があったことを示す。強盗は3人、そのうち無宿人が2人、1人は脇差を帯びていたという。関東取締出役から人相書が届いたが、恐らく宿継で継走されてきたのであろう。次の史料は一旦召し捕った犯人に逃走されてしまったことで、出回った手配書である。

【史料】万延元（1860）年閏3月14日

問屋當番四郎左衛門殿方

上州碓氷郡白石村無宿

御用 鶴吉／當申三十三才

一 中丈ふとり候方／一 顔面赤き方／一 額ニ摺疵少々有之

右之もの儀定飛脚荷物奪取候一件吟味中今昼九ツ時岩鼻村方素裸ニ而逃去り候付、道案内之もの江中村渡船場有之宿方ハ勿論最寄所々相尋見當次第直ニ差押手當いたし置、早々岩鼻村可被致注進、此廻状刻付を以順達留り方宿継ヲ以可相返候、以上

閏三月十四日

伊奈半左衛門手代

臨時御取締出役

杉浦金平

同人手附

武藤甚一

玉村宿／新町宿／本庄宿／深

谷宿／右宿々役人中

碓氷郡白石村無宿の鶴吉が宰領飛脚の荷物を奪い取ったため、召し捕って岩鼻村（代官所が置かれた）で吟味していたが、昼九つ（正午）に「素裸ニ而逃去リ」とあるように裸形で逃げられた。すぐさま関東郡代役人から道案内（十手持ち）に手配書が回り、さらに玉村、新町、本庄、深谷と武州国境の街道筋にも人相書が出回った。宿場では人相書の到着時間を記録し、次の宿場へ継ぎ送り、犯人に関する情報を共有し、見つけ次第取り押さえて岩鼻村へ注進するように伝達した。宿と宿との連絡を担ったのが定使である。

次の史料は嶋屋の宰領飛脚が江戸本郷三丁目で500両（1分銀）を盗まれた事例である。

【史料】万延元（1860）年10月6日

人相書

江戸通油町／馬持川嶋屋与兵衛抱／道中馬士／字大坂事／房次郎

御用／一 年頃 三拾貳三才位／一 中丈中肉色黒き方／一 顔丸頬こけ薄阿ばた／鼻之脇ニ大き成阿ばた壺ツツ有之／一 眉毛濃く眼大き成る方上方言葉／一 其節之衣類古単物を着し上ニ襦伴様成ものを着し候

右之もの今二月（日の誤りか）明六ツ時江戸本郷三丁目横町ニおゐて嶋屋佐右衛門荷物之内切解壺分銀五百両盗取、外荷物馬與其場ニ捨置逃去候ニ付、旅宿ニ茶屋、旅籠屋者勿論人足部屋等まで嚴重探索いたし、右人相ニ當疑敷見請候もの者差押早々廻村先江可被申越ク此廻状刻付ヲ以繼立宿下令請印留リ与リ可被相返候、以上

十月二日酉上刻

関東御取締出役／百瀬章蔵

宿々役人中

追而道案内之もの江申付無手抜取調候様可被致候

申十月六日

問屋當番

四郎左衛門殿

ゝ沙汰有之候

事件直後に旅宿、茶屋、旅籠、人足部屋に至るまで調べたが、房次郎の行方をつかむことができなかった。犯人は「道中馬士」というが、馬士（馬方）の中には素行不良の者もいたようであり、こうした社会背景が明治2年3月6日に武蔵国膳羅郡弥藤吾村（埼玉県熊谷市）で起きた京屋桐生店の飛脚新蔵による馬方殺害事件⁷⁾の誘因となったと言えるだろう。

(2) 道案内

道案内は「出方」「出先」ともいい、各村・町・宿場に存在した捜査・取締担当者である。関東取締出役を補佐した地域社会の十手持ちであり、江戸では岡っ引きに相当する。道案内に関する先行研究はほとんどないのが現状であるが、次の史料は道案内の実態を垣間見る上で注目される。

【史料】万延元（1860）年10月13日

下総国鬼怒川通り／津以飛志村／元船乗渡也

要助／申三拾七八才位

人相／一 大並ゝ高き方／一 丸顔ニ而色黒キ方／一 眉毛濃く／一 髪毛並／外常躰／其節之衣類／一 木綿藍股引時単物着し／一 格子縞女半天ニ而／一 三尺帯／一 紺股引脚伴

7 拙稿「江戸後期、上州桐生新町の定飛脚問屋についてー京屋と嶋屋ー」（『地方史研究』309、2004年）

右之もの儀、當十月七日夕方結城在久保田村河岸荷積問屋権兵衛河岸場におゐて盜取候品、京屋荷物奥州福島出白絹百八拾疋入壺箇目方九メ目程有之、右品式々箇ニいたし壺ツ者糸豎包壺ツハ木綿白縫棒嶋（縞）風呂敷軀之ものニ相包、天秤ニいたし昨十日日光道中小山宿、茂呂宿迄足付候間其御町方江止宿致候哉も難斗存候間御探索、右品所持致候ハゞ関東御取締御出役中中嶋慎六様御名前にて御召捕早々御注進被成候様奉頼入候、以上

申十月十二日

梁田宿

出方彦兵衛

桐生町

出方 正助

伊勢崎町／玉村宿／倉賀野宿／高崎町
／右宿町御出方衆中

夫方先々迄御手配奉頼入候（後略）

まず盗品に注目したい。「白絹180疋入壺箇」であり、その「目方九メ目」である。白絹は染める前の生絹であり、上方へ輸送される途中であったのだろう。180疋は360反（1疋＝2反、1反＝並幅1尺2寸〈36センチ〉×長さ2丈6尺〈7・8メートル〉）、重量33・75キログラム（1貫＝3・75キログラム）である。これを2つに分けて天秤棒に付けて逃走したという。これだと振り売りにも見えるため、怪しまれないとの判断があったのかもしれない。

次に注目したいのが人相書の差出人の梁田宿道案内（出方）の彦兵衛と桐生新町道案内の正助である。伊勢崎、玉村、倉賀野、高崎町の宿継が使われ、宿役人の間で情報が共有された。また宛て名の「右宿町御出方衆中」からは各宿場・町の道案内にも伝わったことがわかる。道案内のネットワークが宿継を介してつながっていたことが知り得る。この正助は高久正助（安政2・2・21）と見られる。正助は三右衛門と面識があり、国定忠治の護送の折に萱野村道案内徳五郎と共に手拭持参で三右衛門宅にも挨拶に訪れた（嘉永3・10・9）。正助は安政4（1857）年4月22～24日に桐生新町で開かれたとみられる相撲興行に携わり、同月20日に「桐生町正助殿内佐助殿」が贈答用の手拭持参で三右衛門宅へ触使として訪れた⁽⁸⁾。佐助は正助の手下とみられる。道案内の中には興行師を兼ねた者もいたことがわかる。

次は館林無宿文吉（40歳位）、同町近在の無宿亀五郎（32、3歳位）の人相書であるが、犯人は宰領飛脚を装い、馬士から現金を見事に騙し取った。

【史料】文久2（1862）年9月11日

覚

一 金千貳拾五両筵包壺箇

内

一朱銀七百五十五両

壺分銀貳拾五両

金貳百廿五両

但壺朱銀壺分銀取交せ

右者江戸定飛脚京屋弥兵衛方上州桐生新宿江差送り金荷物、一昨十一日昼八ツ時頃武州幡羅郡妻沼村ニおゐて年齢三十三才位菅笠ヲ冠りこぎを着鉄造り長脇差を帯宰領軀之男老人罷出、馬士申欺キ書面之金荷壺箇奪取逃去候間、道案内之者共江得與申付精々探索致、右ニ可當者有之候ハゞ捕押置早速可被申越候、此廻状宿名下令請印昼夜刻付を以無遅滞順

8 拙著『桐生新町の時代—近世在郷町の織物と社会—』（群馬出版センター、2016年）

達留方可相返候、以上

戌八月十三日

関東御取締出役

不詰合無印

百瀬章蔵

吉田僖平次 印

例幣使道／玉村宿夫方／鹿沼宿迄／十五日／宿々略ス

右清兵衛問屋當番也（後略）

上記の江戸日本橋近くの室町二丁目にある京屋江戸店から「上州桐生新宿」へ現金を輸送していた途中、武蔵国旛羅郡妻沼村（埼玉県熊谷市）で「宰領躰」の男1人が現れ、馬士を言葉巧みに欺いて金荷1箇を奪って逃走した。この「桐生新宿」とは桐生新町のことと思われる。絹市が立つ日（3、7の日）には織屋と買次商の間で織物が取引されたため、数千両という単位で多額の現金が動いた。そのため、飛脚問屋では江戸から現金を桐生新町へ移送し、絹市の日に備えたのである。

宰領躰の男が現れた時、本物の宰領はどこにいたのであろうか。恐らく馬荷は馬方に任せ、街道筋から少し離れた名主や豪農宅へ書状か現金を届けたのかもしれない。そうした宰領不在の時間帯を狙っての計画的犯行であると言えよう。

(3) 子分からの情報

三右衛門と子分との関係については前述したが、次の史料は子分から三右衛門に伝達された情報を示すものである。

【史料】安政6（1859）年4月14日

勢多郡奥沢村紋次郎方江書状ヲ為持金十郎与高泉村三代吉ヲ遣ス

右之儀者去暮中、嶋屋佐右衛門之金荷物切とり候もの、紋次郎心當り有之候様ヲ先頃我等大間々宿江罷越候節、駒吉へ相咄有之ニ付密ニ承り遣須

勢多郡奥沢村（桐生市新里町）の紋次郎方宛ての書状を金十郎と高泉村（同）三代吉に持たせて遣わしたとある。その理由は嶋屋の金荷物が奪われた件について、三右衛門自身が大間々町（みどり市大間々町）で、紋次郎に心当たりがあると三右衛門の供の駒吉に話したことを知ったからである。三右衛門は日ごろから子分を通じて、上記の情報を得て、大惣代の職務として道案内や関東取締出役へ伝達していた可能性がある。

(4) 八・一八政変の情報

次は「文久二甲子年五月 出府中 板鼻宿問屋高野隠居日記借写 諸方取沙汰書 渡邊三右衛門」（渡辺襄家文書341）からの引用史料である。幕末期の京都における軍事紛争（八・一八の政変、蛤御門の変、鳥羽伏見戦争）に関する情報について三右衛門日記には記されていない。但し、三右衛門は板鼻宿問屋場の高野家の隠居が文久2（1862）年から翌年にかけて記録した日記を借りて書き写しており、次の件は文久3年の八・一八政変に関する飛脚問屋による情報発信を示すものである。

嶋屋方来状写

覚

一、今十九日晝寅刻方禁中ニ而会津様、長州様争戦大炮ニ而夷川通り迄焼、東西烏丸通方麩屋町迄右ニ付、京町中大騒動之なく立退寺も早脚ニ而延引いたし、此段之御心得迄申上候

十九日未刻

火中
京司

京屋方来状写

一、長州様御屋敷江会津様御人数押寄、俄ニ大炮を打懸ケ、右ニ付双方於火中ニ及争戦
十九日寅刻ニ御所堺町御門火之手上夫方夷川通迄焼払、東西烏丸通り麩屋町通り迄焼払、
京洛中及大騒動ニ大津迄立退申候、此段御知らせ申上候

同十九日火中相認メ申候

間接的な形であるが、三右衛門は八・一八の政変について認識しており、京都の政争・軍事紛争に関心を寄せていたことがわからう。京屋と嶋屋が幕末の軍事紛争に関する情報を得意先へ報知したことは今までの研究でも指摘されてきたが、改めて情報の広がりを感じ得る事例と言えよう。

おわりに

福島村の渡辺三右衛門の記録した三右衛門日記に頻出する「使」「飛脚」の語彙に注目し、三右衛門の人的ネットワークを機能させた通信環境に絞って検討した。改めて「使」「飛脚」の重要性について認識を新たにできたのではないだろうか。

三右衛門の通信環境とは、「使」「定夫」「飛脚」「嶋屋」「京屋」の語彙に代表されるように、人が基本的に歩行・走行し、また馬に頼るものであった。こうした輸送形態は中世以来変わらぬものであったに違いない。江戸期の三右衛門が飛脚賃を渡して、個人（臨時雇、下男、子分）を「使」や「飛脚」に仕立てて、手紙を先方に送るスタイルは、中世以来変わらぬ飛脚の原初形態を見るようである。「使」と「飛脚」の境界線は荷主が急ぐか否かの判断に基づいていたことも読みとれた。こうした飛脚利用から江戸初期に民間から商売としての飛脚問屋が始まったものと推察される。

改革組合村と知行所などの近在の村々には村の臨時雇、また下男・下女・子分を「使」とし、嘉永2年2月に定使を常雇にしてからは「使」と「定使」を併用するようになった。それと並んで江戸などの遠隔地については嶋屋藤岡店、同伊勢崎店、京屋藤岡店、同高崎店などの定飛脚問屋の outlet に依頼した。領主の旗本大久保家へ上納する年貢金のほかに、月々の月並・奥入用などの勝手賄い金を送金した。定飛脚のほか、町飛脚も使って、こまごまとした連絡のやり取りを行ったのである。

また定飛脚問屋の率領飛脚が現金を奪われる事件が起こると、関東取締出役、道案内から宿継と村継で廻状が回覧され、人相書などの情報が共有された。また遠隔地で災害が起こると、定飛脚問屋が得意先へ紛争の詳細などを書状に認めて届けたことも改めて確認できた。好奇心旺盛な三右衛門も飛脚や他のルートから遠隔地の情報に接していたのである。こうした情報に対する感度の高さは地方名望家側の明治維新の享受という点で少なからぬ影響を与えたものと考えられる。

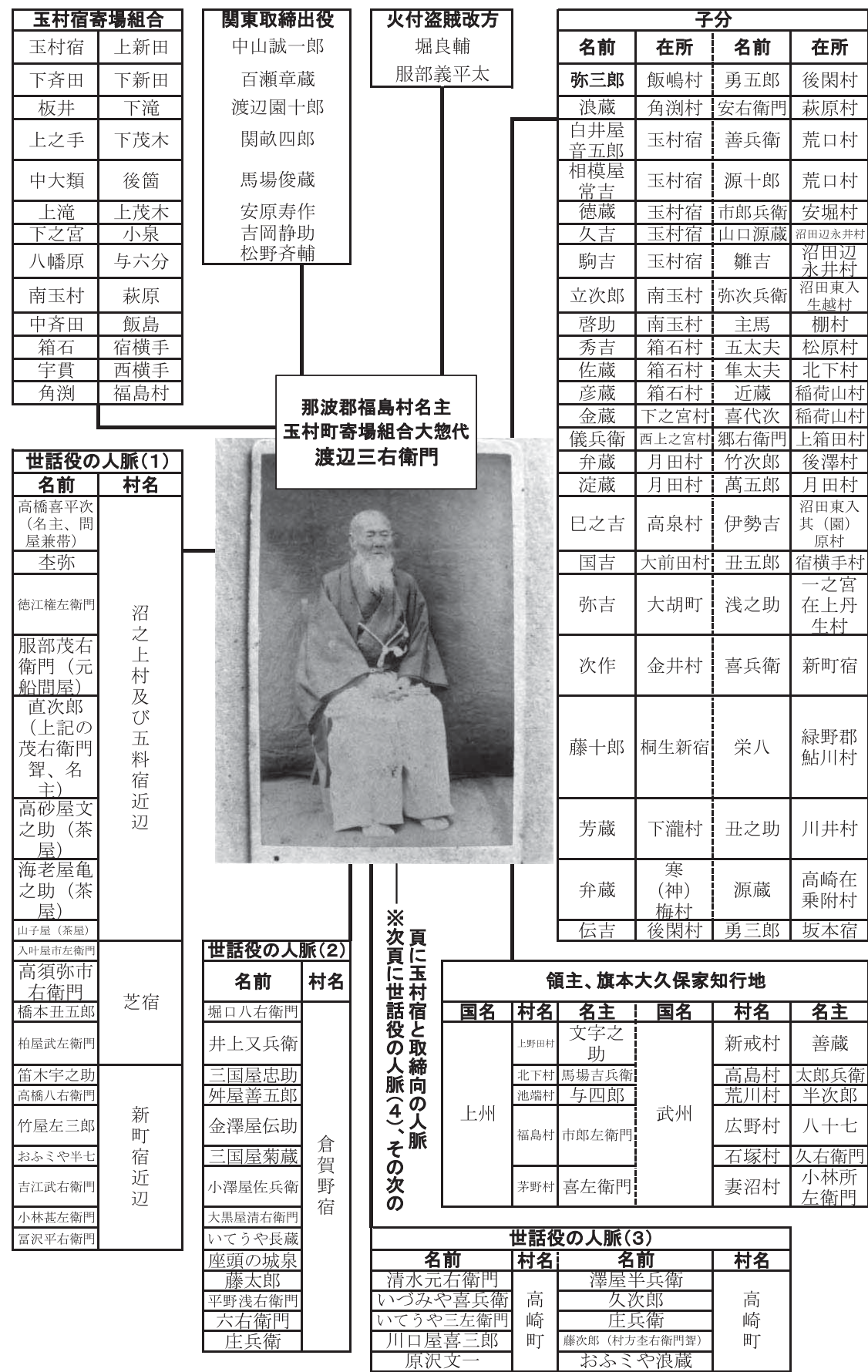
最後に次の史料を掲げて郵便制度との関連にも論及したい。

【史料】明治元（1868）年9月27日

東京府へ罷在候半兵衛へ書状差出度、新町宿三ツ俣七郎右衛門殿へ罷越問合候へ共能幸便も無之ニ付、藤岡町京屋弥兵衛迄罷越候而書状差出ス、状賃錢四百文

9月24日に三右衛門のもとに東京府に滞在中の息子半兵衛から書状が届いた。そこで返書を

図1 渡辺三右衛門ネットワーク図



世話役の人脈（４）

東左衛門（名主）	川井村	関根屋国藏	中山道筋	神保十左衛門	池端村	与七郎	大塚村	持田喜右衛門	高島村	
伊左衛門	戸谷塚村	江戸屋由蔵		小曾根喜兵衛		小林九兵衛		正田善蔵		
文左衛門		埼玉屋八十吉		伊右衛門		政右衛門		小林磯右衛門		
清左衛門		こくや滝蔵		おもたかや啓助		与四郎		関口国蔵		
渡辺三右衛門	碓氷郡山名村	叶屋幸助	駒形村	五兵衛	白井村	新五郎	藤之木村	軍次郎	飯塚村	
千吉良武太夫		梅屋鷺五郎		佐藤源兵衛（隠居）		利右衛門		倉吉		
内田源左衛門		常右衛門		内江新八（船主）		六左衛門（名主）		関口啓五郎		
小林仲八		内田忠順（医師）		小文治		六兵衛（宿役人）		喜太郎		
清水太左衛門		志多屋（設楽）久兵衛	宮子村	九右衛門（船頭屋）	碓氷郡鷺宮村	紙屋長兵衛	本庄宿	佐十郎	山王村	
三俣七郎右衛門		伝左衛門		前左衛門（船問屋）		熊八（本庄出力）		善次郎		
亀屋国蔵		源右衛門		佐藤源兵衛		おふみや忠七		森田文字之助		
新亀屋久兵衛		団蔵		喜作		勘五郎	新地	森田紋右衛門	上野田村	
松本屋丹蔵	吉井村	重（十）郎右衛門	上之宮村	駒四郎	内山晋三郎					
三浦屋久次郎		文太郎		須美屋	伊之吉	原沢文仲				
佐十郎		本間千代吉		武太夫	奥平庄兵衛	原沢团右衛門				
新右衛門（名主）	岩鼻村	北爪元右衛門	増田村	松葉屋	坂本宿	中村屋平右衛門	前橋近在	又四郎	新井村	
設楽八三郎		宇兵衛		喜兵衛		白銀屋文之助		茂倉		
武士屋房次郎		佐兵衛		田中友八郎		下戸倉宿		登一郎（上記倅）		叶屋
藤屋清之丞		二之宮村		才兵衛（名主）				おふみや重兵衛		龍蔵寺村
惣次郎		西大室村		海老屋利助（宿役人、金左衛門とも）	浪川喜兵衛			梅沢倉之助		
星野屋政吉		桐生町辺	太田宿	天笠安右衛門（藤生信三郎）	重右衛門		神保磯右衛門			
横田屋重兵衛		太田宿		大津屋六左衛門	岡之郷村	梅山幸八	駒四郎	伊香保村		
亀屋太平		木崎宿		林屋孝兵衛		銭屋良助	泉屋平兵衛			
忠次郎	下滝村	熊蔵		芳五郎		星野屋金五郎	伊勢崎町近在	加藤銀十郎	糸井宿	
天田清兵衛		押切村	尾島村	入野小左衛門	上真下村	多葉粉屋 冨吉		永井村		
いづみや		押切村		土岐半兵衛		岡本岡右衛門（名主）				西上之宮村
金右衛門		尾島村		渡辺市兵衛		次郎右衛門	田中村	柳右衛門	棚下村	
仙八	基新田村	中村		仙右衛門	藤岡町	伝兵衛	山口佐市			
柳屋孫右衛門（名主）		元惣社村		川野勝五郎		勝蔵	五目牛村			
武蔵国		植野村	小林庄右衛門	横山清右衛門		赤堀市場村	下野国			
平右衛門	武蔵国忍保村	大谷代助	宿役人	柳屋忠助	上総屋弥七		四郎兵衛	富田宿		
麻右衛門（名主）	八幡山村（児玉）	馬場吉兵衛	藤左衛	勝之進			渕名村	儀兵衛	足利町	
忠助		馬場十右衛門	田村保左衛門	馬庭村	重兵衛	国定村	団蔵	古河宿		
菊五郎		馬場隼太郎	子之八		栄吉	諏訪豊七	徳川郷	上総屋彦兵衛	梁田宿	
本間元吉	深谷宿	高橋丑五郎	北下村		五十嵐重五郎	栗崎村	大竹屋八右衛門	八木宿		
海老屋		利兵衛		五十嵐富右衛	桐屋金次郎		境町		妻沼村	
米屋新七		安五郎		五十嵐磯七	不流三左衛門					
半次郎	大宮宿	木暮金太夫		高井左衛門尉	小林所左衛門	立石村	下総国			
菊屋平五郎		大島甚左衛門		板井与左衛門	鈴木勝右衛門		古河宿			
布施田半蔵		島田十右衛門		彦太郎	瀬下熊五郎					
清兵衛	熊谷宿	辰見屋		堤源三郎	和吉					
斉藤大和正（神職）		井上衆右衛門（名主）		甚兵衛						
清蔵		森川勘平								
勅使川原村		大竹屋武七（旅籠屋）								
		三国屋安五郎								
		三国屋文吉								

玉村宿と取締関係の人脈

玉村宿の人脈		
名前	名前	名前
金井玄礼 (医師)	おりと (妾)	三升屋正助
おその (上記妻)	木暮雷輔 (問屋)	柳田屋八百吉
佐野屋祐吉	泉屋金七郎 (問屋)	木志屋半兵衛
日野屋代五郎	木島雅之丞 (本陣)	白木屋文右衛門
油屋兵藏	大黒屋清兵衛	米屋彦助
市野屋定右衛門	和田屋卯兵衛	関根屋甚右衛門
山市屋市兵衛	小林屋嘉伊吉	関根屋三右衛門
おさだ (上記妻)	升屋善吉	山口屋高八
二見屋清五郎	内田屋仙松	おとく (妾)
白井屋乙五郎	叶屋丑五郎	竹内好太郎
中野屋忠吉	中村屋おふみ	尾張屋高次郎
中野屋利喜藏	角萬佐十郎 (道案内)	澤屋助左衛門
大澤屋喜兵衛	萬吉 (上記子分)	代五郎 (上記倅)
大津屋喜兵衛	伏見屋才輔	中屋庄右衛門
音羽屋萬吉	加賀屋平右衛門	増田屋弥兵衛
新山市屋	千代本新兵衛	高橋屋壺助
餅屋松五郎	淀屋善作	吉野屋多兵衛
岸屋半右衛門	角屋秋藏	古澤屋小太郎
髪結留五郎	多胡屋彦助	吉村屋金藏
大澤屋鷺五郎	吉野屋太兵衛	すしや新兵衛
梅本庄藏	吉田屋栄助	豆腐屋文吉
新萬屋勇吉	籠屋半三郎	相模屋常吉
籠屋四郎次	山丸屋 (桶屋) 久吉	富屋民藏
扇屋幾之丞	埼玉屋重右衛門	富澤屋文吉
藤本屋内藏之助	中屋国藏	清水屋五郎兵衛
片岡屋長兵衛	神田屋滝藏	肴屋重藏
おゑい (上記妻)	湊屋甚右衛門	吉村屋金藏
木屋新右衛門	永楽屋鷺五郎 (旅籠)	嶋田屋重右衛門
鶴升屋栄吉	角屋秋藏	穀屋多藏
三好屋吉右衛門	田中屋竹藏	井筒屋忠次郎
吉田屋円藏	伊勢屋孫三郎	柴田雲涯 (絵師)
栄助 (上記倅)	清水屋昌吉	車屋多兵衛 (水車)
萬屋玉斎 (絵師)	亀田屋秀吉	
	松葉屋喜兵衛	

取締向の人脈(武家)		
前橋御陣屋	代官手代	地頭所用人
高橋重次兵衛	飯島隼人	小安伴右衛門
小川半七	平出滋太	荒井治右衛門
田永嘉藤太	那須弥兵衛	田中郁右衛門
井上忠之助	中沢嘉兵衛	加茂源右衛門
高崎金一郎	細谷右衛門兵衛	

取締向の人脈(在方)		
名前	村名	役職
森村園右衛門	連取村	改革組合村大惣代
森村林兵衛		
源右衛門	宮子村	
高瀬仙右衛門	大久保村	
三右衛門	多胡村	
本間千代吉	市場村	
伝右衛門	本庄宿	
喜兵衛	榛沢村	
林之助	新町宿	
	組合上大塚村	
彦左衛門	神田村	
藤八	尾島村	
次郎右衛門	世良田村	
吉永彦右衛門	花輪村	
茂平	大胡町	
膳村次兵衛	大間々宿	
神保磯右衛門	金古宿	
堀越貞七郎	武州羽生宿	
	本川俣村	
和藏	馬庭村	小惣代
関根屋三右衛門	玉村宿	道案内
松葉屋重右衛門	小泉宿	
舛藏	山中	
百輔		
雛吉	大胡町	
仲十郎	桐生新町	
正助		
利兵衛		
佐助		
芳五郎	尾島村	
熊藏	木崎宿	
岩五郎	藤岡町	
弥藏	本庄宿	
源五郎		
熊八	板鼻宿	
藤五郎		
和吉	元惣社村	
枅屋源兵衛	古河宿	
庄吉	東海道川崎宿	
藤屋又三郎	行田町	
覚兵衛	須川村割元	
金井鉄平	岩鼻村郡中代	

送るため、同27日に新町宿の三ツ俣七郎右衛門方へ赴き、東京府への幸便を尋ねたが、折悪しくなかったようである。そこで自ら藤岡町まで足を延ばし、京屋藤岡店に輸送を依頼し、飛脚賃400文を支払った。表3、表4と比べて飛脚賃がやや高いが、人馬継立の6倍5割増しの影響であろう。

三右衛門は人と馬に依存する通信環境に特に不便に感ずることもなく、中世から継続する通信手段を使いこなして情報に接し、公務や個人的用事をこなした。だが、上記の史料で三右衛門が新町宿で幸便がつかまらず、藤岡町まで足を延ばし、京屋を利用したとわざわざ書き記したことに象徴されるように明治4年以降の郵便制度を「便利」と享受する時代環境が生まれつつあった。同6年7月1日に玉村郵便取扱所が設立された⁹⁾。

今後の課題であるが、本稿で扱ったような飛脚利用の実証研究はまだ少ない。今後も各地域の役用日記を読むことで三右衛門のような事例研究を蓄積することで、飛脚問屋が江戸期社会において不可欠の通信・輸送手段であったことを明らかにできればと考える。

【付記】本稿を執筆するに当たり、渡辺家文書閲覧に便宜を図っていただいた玉村町歴史資料館、また貴重なご意見を頂いた石井寛治先生を始めとする郵政歴史文化研究会第一分科会のメンバーにお世話になった。この場を借りて感謝を申し上げる。

(まきしま たかし 群馬大学 社会情報学部 非常勤講師)

9 近辻喜一校訂・田辺卓躬編『新版・明治郵便局名録』（鳴美、2015年）